

令和7年度かかりつけ医機能報告 Q&A (県版)

No	項目	質問・確認内容	回答	更新日
1	全般	ログインID、パスワードが分からず。	ユーザー名はG-MIS事務局からのメールに記載されていますが、メールが確認できない場合はG-MIS事務局までお問い合わせください。パスワードをお忘れの場合はG-MISのログインページ (https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/) の「パスワードをお忘れですか？」のリンクをクリックし、パスワードの再設定をしてください。なお、医療機能情報提供制度とかかりつけ医機能報告制度のアカウントは共通です。	12/8
2	全般	令和7年度中に新規開設した（する）医療機関は報告対象か。	令和7年12月31日までに開設した医療機関は報告対象です（診療報酬に関する項目は前年度の実績がないため、2号機能に関する項目を回答する場合は算定回数を全て「0」としてください）。令和8年1月1日以降に開設する医療機関は次年度から報告対象となります。なお、報告にはG-MISアカウントが必要となりますので、発行されていない場合は先にそちらの申請をお願いします。	12/8
3	全般	かかりつけ医のいない医療機関、美容整形外科、企業内診療所も報告対象になるのか。	次に掲げるもの以外の病院又は診療所は全て報告対象になります。 一 特定機能病院 二 歯科医業のみを行う病院又は診療所 三 刑事施設、少年院若しくは少年鑑別所又は入国者収容所若しくは地方出入国在留管理局の中に設けられた病院又は診療所 四 皇室用財産である病院又は診療所	12/8
4	全般	現在休院している場合も報告対象になるのか。	令和8年1月1日時点において休院している医療機関や報告期間中に廃院する医療機関は報告対象から除外されますが、3月頃に督促通知が届く場合がありますので、何卒ご容赦ください。	12/8
5	全般	保険医療機関番号が分からず。	「23」(愛知県)+「1」(医科)+「7桁の数字」(医療機関コード)です。医療機関コードが不明な場合は東海北陸厚生局の以下のページで検索できます。 https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage_00287.html 保健医療機関番号を誤って入力すると他の医療機関のデータがoutputされます。その場合は手入力で修正するか報告を最初からやり直す必要が生じますので、ご注意ください（2号機能の項目の回答を予定している医療機関については、1号機能の報告を始める前に2号機能の入力画面で診療報酬実績の出力結果を確認することをお勧めします）。	12/8
6	全般	操作方法が分からず。県で操作研修や指導をして欲しい。	県で簡易マニュアルを作成していますが（詳細は御覧になりたい場合は国のマニュアルを参照してください）、G-MISのシステム操作に関しては厚生労働省G-MIS事務局（050-3355-8230）までお問い合わせください。その他、厚生労働省ホームページに操作手順動画が公開されています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html G-MISの表示画面は医療機関と県（保健所）で異なるため、県や保健所では電話等で個別に操作案内を行うことができません。	12/8
7	1号機能	「報告事項」の院内掲示による公表は令和8年1月1日時点で行っているかと「2：有り」と回答することはできないのか（1号機能を有する医療機関にならないのか）。	原則として1月1日時点の情報を入力しますが、今年度については令和8年1月1日までG-MISから院内掲示用の様式を出力できませんので、報告後に速やかに様式を出し、院内掲示を行うのであれば、「2：有り」と回答しても差し支えありません。	12/8
8	1号機能	「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」とあるが、具体的にどのような研修を指すのか。修了証が発行されているなどの条件はあるのか。	今年度は国から定義が示されていないため、それぞれの研修が「かかりつけ医機能に関する研修」に該当するかは回答致しかねますが、「日本医師会生涯教育制度」、「日医かかりつけ医機能研修」、「日本医師会かかりつけ医機能報告制度に係る研修」、「全日本病院協会総合医育成プログラム」、「日本病院会病院総合医育成プログラム」の5つについては報告画面で選択が可能です。修了証の発行が必要か否かについては各研修やプログラムの修了要件を御確認下さい。 また、当面の間、「その他研修」を選択し、報告を行う医療機関において「かかりつけ医機能」に関連すると考える任意の研修を報告することが可能です。	12/8
9	1号機能	1号機能を有していないと診療報酬上の加算が取れなくなるものがあると聞いたが、県に何か情報はあるか。	診療報酬や制度の見直しに関することについては県では回答致しかねます。	12/8
10	2号機能	レセプト件数が想定している件数と違う。	数字が異なる場合は適宜修正も可能ですが、大きく乖離している場合はデータを取り込む際に自医療機関とは異なる保険医療機関番号を入力した可能性もありますので、一度報告を取り消すか、修正するかのどちらかを方法をとってください。	12/8
11	2号機能	「（4）介護サービス等と連携した医療提供」の項目にある「地域ケア会議・市町村の在宅医療介護連携推進事業による協議の場への参加」とは、具体的にどの会議が対象か。	市町村により事業内容が異なるため明示はできませんが、委員（構成員）として本会議や部会、分科会、ワーキンググループ等に出席していれば、「協議の場への参加」をしていることになるものと解されます。一方、不特定多数を対象とした研修は「協議の場」ではありませんので、そのような研修への参加のみをもって「有り」と回答することは困難と思われます。	12/8
12				
13				
14				
15				
16				